給与所得者等再生による再生計画認可

平成２０年（再ロ）第１０００５号

茨城県結城市大字中1035番地

再生債務者　織田　正樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年５月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月19日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（再ロ）第３号

静岡県磐田市宮之一色52番地18

再生債務者　丸山　成良

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月18日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２０年（再ロ）第１０２０４号

東京都板橋区小豆沢４―７―９―404

再生債務者　大高龍之介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月18日

東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再ロ）第１２号

千葉市美浜区高洲２丁目１番３棟204号

再生債務者　岡　　祐光

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月17日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第１号

福島県郡山市昭和２丁目11番27号

再生債務者　那須　和也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月18日

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２１年（再ロ）第２号

福島県須賀川市上人垣66番地６

再生債務者　山寺　益子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月18日

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２１年（再ロ）第１号

福島県西白河郡矢吹町八幡町232番地

再生債務者　堀井　　茂

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月18日

福島地方裁判所白河支部再生係

平成２１年（再ロ）第１号

和歌山県田辺市下三栖1508番地の５

再生債務者　安達　理恵

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月19日

和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（再ロ）第２号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡26番地の１

再生債務者　木下　　亨

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月19日

和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（再ロ）第５号

宮崎県小林市大字堤3005―15　県営住宅57棟２号、住民票上の住所宮崎県小林市大字堤3130番地１　県営住宅三松団地２棟503

再生債務者　小川　和幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月19日

宮崎地方裁判所都城支部破産係

平成２０年（再ロ）第１１号

宮崎県日向市浜町３丁目76番地

再生債務者　清水　萌美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年６月19日　宮崎地方裁判所延岡支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１５年（再ロ）第９号

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲3296番地

ビューライフ201号

再生債務者　前三　直信

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成15年10月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成21年６月19日　佐賀地方裁判所武雄支部

会社更生

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をしております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年三月二十三日

掲載頁　一七八頁（号外第五十七号）

平成二十一年六月二十九日

東京都千代田区神田練塀町三番地

（甲）サイバネットシステム株式会社

代表取締役　田中　邦明

東京都中野区本町四丁目四四番一八号

（乙）株式会社プラメディア

代表取締役　渡辺　　博

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年五月七日

掲載頁　八十八頁（号外第九十五号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十一年六月二十九日

東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル五階　（甲）株式会社ＰＣ

代表取締役　中尾　健

東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル五階

（乙）株式会社ティエスアイコーポレーション

代表取締役　中尾　健

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併をしております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年二月十三日

掲載頁　一一九頁（号外第二十七号）

平成二十一年六月二十九日

東京都中央区銀座七丁目一六番三号

（甲）ユニバルス株式会社

代表取締役　吉本　喬美

横浜市都筑区池辺町四六六五番地

（乙）株式会社ナノテスト

代表取締役　吉本　喬美